

◎ 資料 5-1～資料 5-5 の補足説明

<資料 5-1 第 5 次障がい者計画の施策の体系案について>

現計画は、令和 2 年度までの計画となっております。

令和 3 年度から令和 5 年度の計画を策定するにあたり、8 月 21 日の会議では計画の骨子を確定していきたいと考えております。

資料 5-1 は、現計画（第 4 次）の体系と新しい計画（第 5 次）の体系案を比較したものになります。

原案では、「具体的な施策」に新たな項目を 1 つ追加し、4 つの項目について変更をかけたいと考えております。

なお、原案は、次にお示しする資料 5-2、資料 5-3 を踏まえ作成したのものになります。

<資料 5-2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（概要）>

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、市町村及び都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるにあたっての基本的な方針を定めたものとなります。

市町村及び都道府県が、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画を策定するにあたり、今回一部改正が行われました。

指針全文になりますと 40 ページ以上となりますので、概要版を資料といたしました。

<資料 5-3 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正を反映した寒川町障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）について>

資料 5-2 の改正内容と指針における該当箇所、改正内容を町の計画に反映させた際の反映案をまとめた資料になります。

資料 5-2 の「2 主な改正内容（1）～（3）」が骨子に係る部分になりますので、この部分の反映案となっております。

（4）以降について反映させた計画案等は、第 3 回会議以降に随時提案させていただきます。

<資料 5-4 寒川町障がい福祉計画策定に係る統計資料について>

計画の見込量などを出すための基礎資料となります。

町の現状も分かるため、参考資料として示させていただきました。

<資料 5-5 福祉団体へのアンケート結果からの主な課題について>

前回の改定の際は、懇談会を実施しましたが、今回はコロナウイルスの関係もあり、アンケートにて各団体に協力いただきました。

いただいたご意見より町で課題を抽出しましたが、委員の皆様にも意見をご確認いただき、課題の追加等あればお教えいただければと思います。